

総社市告示第81号

総社市喫煙及び受動喫煙防止モデル区域の指定に関する要綱を次のとおり定める。

平成26年9月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市喫煙及び受動喫煙防止モデル区域の指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、喫煙及び受動喫煙の防止を進めるため、市民等(市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。以下同じ。)が集い、憩う場所を喫煙及び受動喫煙防止モデル区域(以下「防止モデル区域」という。)として指定し、市民等が当該場所において受動喫煙による被害を受けることなく、快適で安全な生活、来訪、滞在等の場所を確保することを目的とする。

(防止モデル区域の指定)

第2条 市長は、喫煙による受動喫煙の誘発及びたばこの吸殻等の散乱による環境の悪化を防止するため、特に喫煙及び受動喫煙を防止する必要があると認める区域を防止モデル区域として指定するものとする。

2 市長は、前項に規定する防止モデル区域を指定しようとするときは、事業者、土地所有者、利害関係者等に協力を求めるものとする。

(防止モデル区域の周知)

第3条 市長は、防止モデル区域を指定したときは、当該区域に標識を設置することにより、当該区域が防止モデル区域であることを表示するとともに、広報その他の方法により市民等に周知するものとする。

(防止モデル区域における啓発活動等)

第4条 市長は、防止モデル区域において、喫煙及び受動喫煙の防止のための啓発活動等の必要な事業を実施するものとする。

(防止モデル区域における中止要請)

第5条 市長は、防止モデル区域で喫煙をしている者に対し、喫煙を中止するよう協力を求めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年10月1日から施行する。